

【提出意見とそれに対する栃木県の考え方】

「盛土規制法に基づく規制区域（案）」に対する意見募集を行った結果、3名の方から計4件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

項 目	意 見 の 内 容 （ 要 約 ）	意 見 に 対 す る 考 え 方
許可対象規模未満の盛土行為について	既に数年前より他県より残土が山間部へ大量に搬入・処分されており地元では不安視されています。 盛土等を行う土地の用途（宅地、森林、農地等）やその目的にかかわらずとの事ですが、例えば、2025年に490㎡以下の残土をストック（以下①と呼称）し、翌年2026年に①から水平距離で10.0mほど離隔した場所に新たに490㎡以下の残土をストック（以下②と呼称）し、さらに翌年2027年に①と②の間に490㎡以下の残土をストックした場合、3年分の残土の山をつなげて合計すると結果的に500㎡超となる盛土は何の申請も無く行う事は可能なのでしょうか。	許可対象規模未満の盛土行為を繰り返し行う場合においても、事業者の同一性や物理的一体性、時期的近接性等を総合的に勘案して、盛土の一体性が認められるものについては、複数の盛土行為を合算した面積が規制対象規模を超えると許可が必要となります。
開発行為への影響について	盛土規制法については基本的に賛成です。 街の開発が妨げられないよう、手続きや対策を適切に指導してください。 面積を厳しく制限すると開発行為が制限され、地域の発展の妨げにならないか心配です。	盛土規制法は、開発行為自体を妨げるものではなく、盛土等に伴う災害から人命を守るため許可基準に沿って盛土等の安全を確保するものです。 本県の特定盛土等規制区域内においては、現行制度から緩和されることがないように許可対象規模面積を引下げることにしました。 今後、手続きや対策を適切に指導するため、許可に係る手引きを作成・周知するなど円滑な運用を行って参ります。
規制区域（案）について	県南の約10市町村では、佐野市の中間地域のみが緩い規制のため、佐野市も全て赤色の「宅地造成等工事規制区域」にしてほしい。	本県の規制区域（案）については、国で定めた基準等に基づき県内全域を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域のいずれかの区域に設定しました。 当該地域は土地利用等の調査結果と国の基準を照らし合わせて特定盛土等工事規制区域に設定しました。
規制区域（案）について	指定区域のエリアが不明確でわかりにくい。町名が不記載のため、確認が難しい。	規制区域の表示についてはその範囲が容易に確認できるよう図面等を作成して参ります。